

介護医療院サービス利用標準契約書

入所者 _____ 事業者 医療法人福友会てんじゅ介護医療院

(契約の目的)

第1条 事業者は、入所者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者が指定を受けた当該施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

(契約期間)

第2条 この契約は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から始まり、入所者は、第 11 条から第 14 条までの規定に基づく契約の解約又は終了がない限り、この契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

(サービス計画の作成・変更)

第3条 事業者は、入所者のための「施設サービス計画」(以下「サービス計画」という。)を作成する「介護支援専門員」が、本条項に定める職務を誠意をもって遂行するよう責任をもって指導します。

2. 「介護支援専門員」は、入所者の入所後、速やかに「サービス計画」の作成に着手します。
3. 「介護支援専門員」は、入所者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、入所者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、施設の他の従業員と協議のうえ、サービス計画案を作成します。
4. 「介護支援専門員」は、「サービス計画」の作成後においても、施設の他の従業員と連絡を継続的に行い、必要に応じてサービス計画変更案を作成します。
5. 入所者は、「介護支援専門員」に対し、いつでも「サービス計画」の内容を変更するよう申し出ることができます。その場合、「介護支援専門員」は、施設介護の趣旨に反しない範囲で、計画の実施状況を把握し、できる限り入所者の希望に添うように「サービス計画」を変更します。
6. 「介護支援専門員」は、サービス計画案又は計画変更案を作成した段階で、その内容を入所者及びその家族に対し、説明し同意を得ます。

(サービス提供と内容の記録及び保管)

第4条 事業者は、「重要事項説明書」(以下「説明書」という。)に記載した施設が提供するサービスのうち、入所後作成する「サービス計画」に沿ってサービスを提供します。

2. 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後5年間保管し、入所者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。

(身体的拘束その他行動制限)

第5条 事業者は、入所者又は他の入所者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により入所者の行動を制限しません。

2. 事業者が、前項により入所者の行動を制限する場合は、入所者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合、事業者は事前、又は、事後速やかに入所者の法定代理人、任意後見人、入所者

代理人もしくは家族に対し十分説明します。なお、サービスの提供記録にその内容を記録します。

(緊急時の対応)

第6条 入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関に、連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(秘密保持)

第7条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た入所者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

(個人情報の取り扱い)

第8条 入所者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。なお、入所者の家族の個人情報についても同様です。

2. 入所者及び入所者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。
3. 個人情報は、必要時に関係機関へ提供します。

(賠償責任)

第9条 事業者は、サービスの提供にあたって入所者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

(入所者負担金及びその変更)

第10条 入所者は、「説明書」の記載に従い、サービスの対価である入所者負担金、食費及び居住費を支払います。

2. 入所者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の入所者負担金が適用されます。その際には、事業者は入所者に説明します。
3. 事業者は、食費及び居住費をはじめ、提供するサービスのうち、理美容、特別な食事及び特別な居室などの介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び入所者負担金を説明し、入所者の同意を得ます。
4. 事業者が前項の入所者負担金の変更(増額又は減額)を行う場合には、入所者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、入所者の同意を得ます。

(入所者負担金の滞納)

第11条 入所者が正当な理由なく入所者負担金を3か月分以上滞納した場合には、事業者は文書により 10 日以上を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

2. 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
3. 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

(契約の終了)

第12条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- 一 入所者の要介護認定区分が、自立(非該当)又は要支援と認定されたとき
- 二 入所者が他の介護保険施設に入所又は入院したとき
- 三 入所者が他の医療機関に入院したとき
- 四 入所者が死亡したとき
- 五 入所者の所在が2週間以上不明になったとき

(入所者の解約権)

第13条 入所者は事業者に対して、契約終了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は入所者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、入所者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2. 次の事由に該当した場合は、入所者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- ② 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
- ③ 事業者が破産申立をしたとき

(事業者の解約権)

第14条 事業者は、やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合、文書により1か月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

2. 事業者は、入所者が次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込がなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

- ① 入所者の行動が、他の入所者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- ② 入所者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

(退所時の援助)

第15条 事業者は入所者の心身の状況などを考慮し、在宅生活への復帰であるかどうかについて検討し、可能である場合には在宅生活へ向けた必要な援助を行います。

2. 契約の解約又は終了により、入所者が当該施設を退所することになった場合は、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治の医師及び居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(苦情処理)

第16条 事業者は、入所者からの施設サービスに関する相談、苦情等に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2. 事業者は、入所者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(入所者代理人)

第17条 入所者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務も履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する紛争の訴えは、事業所の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第20条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者がお互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

サービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、上記のとおり契約を締結します。

また、第8条に規定する個人情報の使用について同意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入所者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

(以下自署時押印不要)

〈入所者〉 氏 名 _____ 印

入所者が署名等できない場合

・親族代表 続柄 _____ 氏名 _____ 印

・その他代理人 _____ 氏名 _____ 印

〈事業者〉

事業者名 医療法人福友会てんじゅ介護医療院

代表者名 管理者 奥谷 正人 印